

高崎市耐震改修促進計画 概要版



不安・・・

なぜ、建築物の耐震性が必要なのでしょうか？

大地震の発生を阻止や予測は非常に難しいことですが、大地震の発生による被害を軽減することは可能です。地震による死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れなどは、住宅・建築物が壊れることにより被害が大きくなることがわかっています。






耐震性が不十分な建築物を、耐震改修等により耐震性がある建築物とすることが、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であるといえます。

危険！



高崎市

計画の目的

-  市では、市内の建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、高崎市耐震改修促進計画を策定しました。
安全性の向上には、昭和56年以前の建築物の耐震化を進めることが必要です。
-  対象区域 高崎市全域
-  対象建築物 建築基準法等の耐震関係規定に適合していない（耐震強度が不足する）住宅、特定建築物等
-  基本的な考え方 住宅・特定建築物等の所有者の自助努力と行政による支援
-  計画期間 平成20年度～平成27年度（必要に応じて計画の見直しを行います。）

住宅・特定建築物等の耐震化の現状と目標

住宅

現況の耐震化率
(平成19年度)
72.4%

目標耐震化率
(平成27年度)
85.0%

目標の達成には、住宅の建替えによる耐震化向上以外に約6,200戸の耐震性のない建築物の耐震化が必要となります。

特定建築物等

現況の耐震化率
(平成19年度)

全体	65.3%
民間建築物	67.4%
市有建築物	60.0%

目標耐震化率
(平成27年度)
全体 90.0%

※特定建築物等とは

小中学校、幼稚園・保育所、老人ホーム、病院、店舗等の多数の方が利用する一定規模以上の建築物です。

市有建築物の耐震化

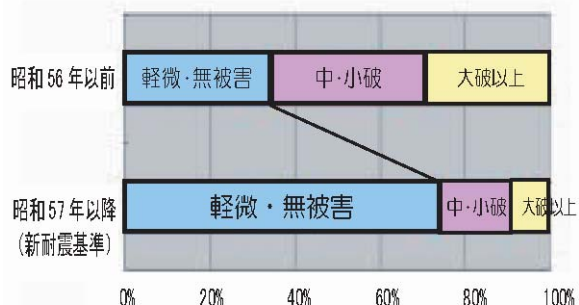
市有建築物の多くは、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保する必要があることから、積極的に耐震化の促進に取り組むこととします。



昭和56年に新しい建築基準法が施行され、耐震基準が見直されました。「耐震性のある建築物」とは、この新しい耐震基準（新耐震基準）を満たす建築物のことをいいます。

阪神・淡路大震災では、建築物の被害が「軽微・無被害」であったものは、昭和56年以前のもので全体の約34%程度であるのに対し、昭和57年以降のものでは約75%と、被害の程度に大きな差が生じました。

▼阪神淡路大震災での建物被害の状況



(出典：国土交通省ホームページ)

建築物の耐震化を促進するための取組

昭和56年以前に建てられた住宅や特定建築物等の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を実施し、建築物の耐震化に取り組む必要があります。

ステップ1

行政や専門家へ相談する



ステップ2

耐震診断を実施する

(高崎市木造住宅耐震診断事業)
が活用できます



ステップ3

耐震改修を実施する

(仮)高崎市木造住宅耐震改修補助事業
(平成20年度創設予定)
が活用できます



詳細は4ページ
をご覧ください

市では国や県と連携して、市民のみなさんが耐震化を行いやすいように様々な施策を行います。

1. 周知・啓発活動

- 市のホームページに耐震化や地震防災情報を掲載します。
- パンフレットや広報を通じて耐震化の情報をお知らせします。
- 地震防災マップを作成しました。
- イベント時にも耐震化に関する情報をお知らせします。
- 自治会と連携した情報提供を行います。

2. 環境整備

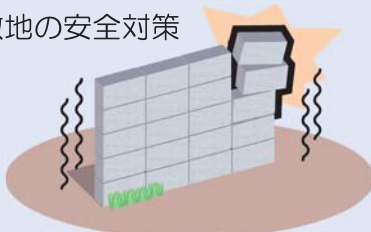
耐震化を促進するための環境整備として、

- 市民相談窓口の設置
- 耐震診断技術者の育成等の協力
- 地震保険の加入促進に関する情報提供
- 自治会との連携
- 耐震工事期間中の仮住居の確保

などの支援に努めます。

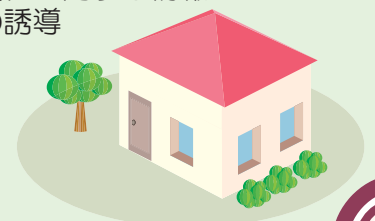
3. 地震時の総合的な安全対策

- 窓ガラス・外壁等の落下物の安全対策
- 家具等の転倒防止などの室内での安全対策
- エレベーターの閉じ込め防止対策
- ブロック塀の倒壊等の安全対策
- がけ崩れなどの敷地の安全対策



4. その他の事項

- リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導
- 定期報告制度を活用した耐震化状況の把握
- 土地区画整理事業や市街地再開発事業などの公共事業を通じた耐震化
- 不動産取引時の耐震化に関する情報の伝達による耐震化の誘導



さまざまな方法で耐震化を支援します

高崎市木造住宅耐震診断事業

対象建築物	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された一戸建住宅及び店舗等併用住宅 ・木造在来軸組構法によって建てられたもの
耐震診断者	高崎市が派遣する「木造住宅耐震診断調査資格者」が調査し、診断（一般診断法による）を行います。
耐震診断費	個人負担はありません。
相談窓口	建築指導課

生けがき奨励補助事業

条件	連続した5メートル以上の生けがき
補助額	・生けがきの延長1メートルにつき、2,000円を補助します。上限は50,000円です。 ・ブロック塀等を延長5メートル以上取り壊し生けがきを作る場合には、別に一律20,000円を補助します。 ※ただし、ブロック塀等を取り壊す前の写真が1枚必要です。
相談窓口	公園緑地課

(仮)高崎市木造住宅耐震改修補助事業

- (仮)木造住宅耐震改修補助事業を新たに創設します。
- 対象建築物は上記の耐震診断事業で、耐震性がないと診断された建築物になります。
- 詳細については、内容が確定次第広報等を通じてお知らせします。

税制

耐震改修促進税制

住宅	所得税 固定資産税
事業用建築物	所得税、法人税

その他税制

住宅	住宅ローン減税 中古住宅購入の際のローン減税
----	---------------------------

(平成19年度時点)

その他の制度

融資制度

戸建て住宅・マンション

- 住宅金融支援機構融資（耐震改修工事）
耐震改修工事に対するリフォーム融資

(平成19年度時点)

建築物

- 日本政策投資銀行等政府系金融機関
環境配慮型社会形成促進事業
ライフサイクル配慮型のメンテナンス事業
（既存建築物の耐震改修工事に対する融資）

(平成19年度時点)

地震保険割引制度



窓口

耐震診断・耐震改修の
相談および計画に関するお問い合わせは

高崎市 建設部 建築指導課
TEL 027-321-1271 (直通)



TAKASAKI CITY